

小山市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(令和2年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)元年度 の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
167,652	86,832,142	2,017,536	10,035,135	11.6	16.4

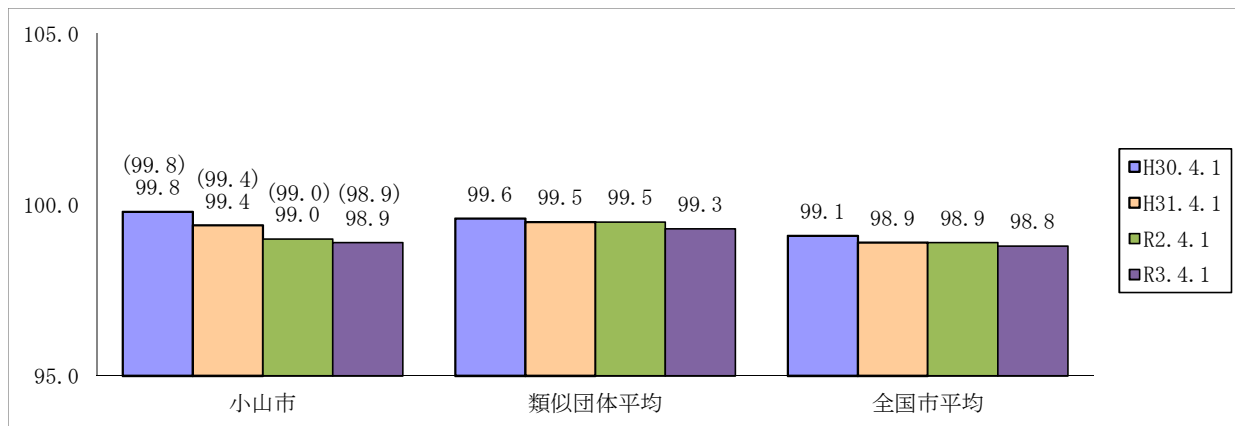
(注) 人件費には、市長等三役、市議会議員、各種行政委員会委員等の特別職に支給される給料・報酬、事業費支弁の職員の人件費を含む。

(2) 職員給与費の状況(令和2年度普通会計決算)

職員数 A	給与費				1人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計B		
人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1,050 (91)	3,966,957	894,566	1,586,370	6,447,893	6,141	6,161

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
 2 職員数は、令和2年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。（（ ）内に外書き） 会計年度任用職員は、職員数・給与費いずれにも含まれていない。
 4 給与費には、事業費支弁職員の給与費を含む。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 （ ）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数です。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

※ 令和3年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ給料表水準を平均2%引下げ。若年層については引下げなし。高齢層については最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
他の給料表については、一般給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準3%に対し、小山市においても3%を支給。
(実施時期) 平成27年4月1日より級地区分を6級地から7級地に引き下げ、支給割合は据え置く。

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

給与減額の状況

(一般職)
○管理職手当の減額
10%～15%減額(平成8年7月～実施)

(特別職)
○給料の減額
市長 10%減額(平成12年10月～実施)
副市長および教育長 5%減額(平成14年1月～実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和3年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	
			現 行	国ベース
小 山 市	39.8歳	300,400 円	372,143 円	331,511 円
栃 木 県	42.7歳	326,251 円	405,162 円	356,982 円
国	43.0歳	325,827 円	—	407,153 円
類 似 団 体	42.2歳	319,893 円	411,838 円	365,826 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与月額 B	A/B
小 山 市	54.7歳	38人	341,800 円	370,784 円	358,978 円	—	—	—	—
うち 用務員	55.2歳	20人	339,900 円	357,730 円	352,750 円	用 務 員	50.3歳	235,200 円	1.52
うち 自動車運転手	51.3歳	3人	344,700 円	378,033 円	369,833 円	自家用乗用 自動車運転者	66.6歳	190,100 円	1.99
栃 木 県	54.6歳	232人	314,065 円	359,743 円	334,433 円	—	—	—	—
国	50.9歳	2,201人	286,947 円	—	328,603 円	—	—	—	—
類 似 団 体	49.6歳	74人	299,467 円	345,214 円	322,585 円	—	—	—	—

区 分	参 考【年収ベース(試算値)の比較】		
	公務員C	民間D	C/D
小 山 市	—	—	—
うち 用務員	5,911,660 円	3,186,100 円	1.86
うち 自動車運転手	6,215,796 円	2,395,100 円	2.60

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成30年～令和2年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小 山 市	37.3歳	295,000 円	371,262 円	329,040 円
国	—	—	—	—
類似団体	38.2歳	302,998 円	398,469 円	348,406 円

④看護・保健職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
小 山 市	37.9歳	279,200 円	337,500 円	296,512 円
国	47.6歳	319,112 円	—	357,517 円
類似団体	37.3歳	286,495 円	403,178 円	308,841 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		小山市	栃木県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	182,200 円	188,700 円	182,200 円
	高 校 卒	150,600 円	154,900 円	150,600 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	135,900 円	152,700 円	—

(3) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

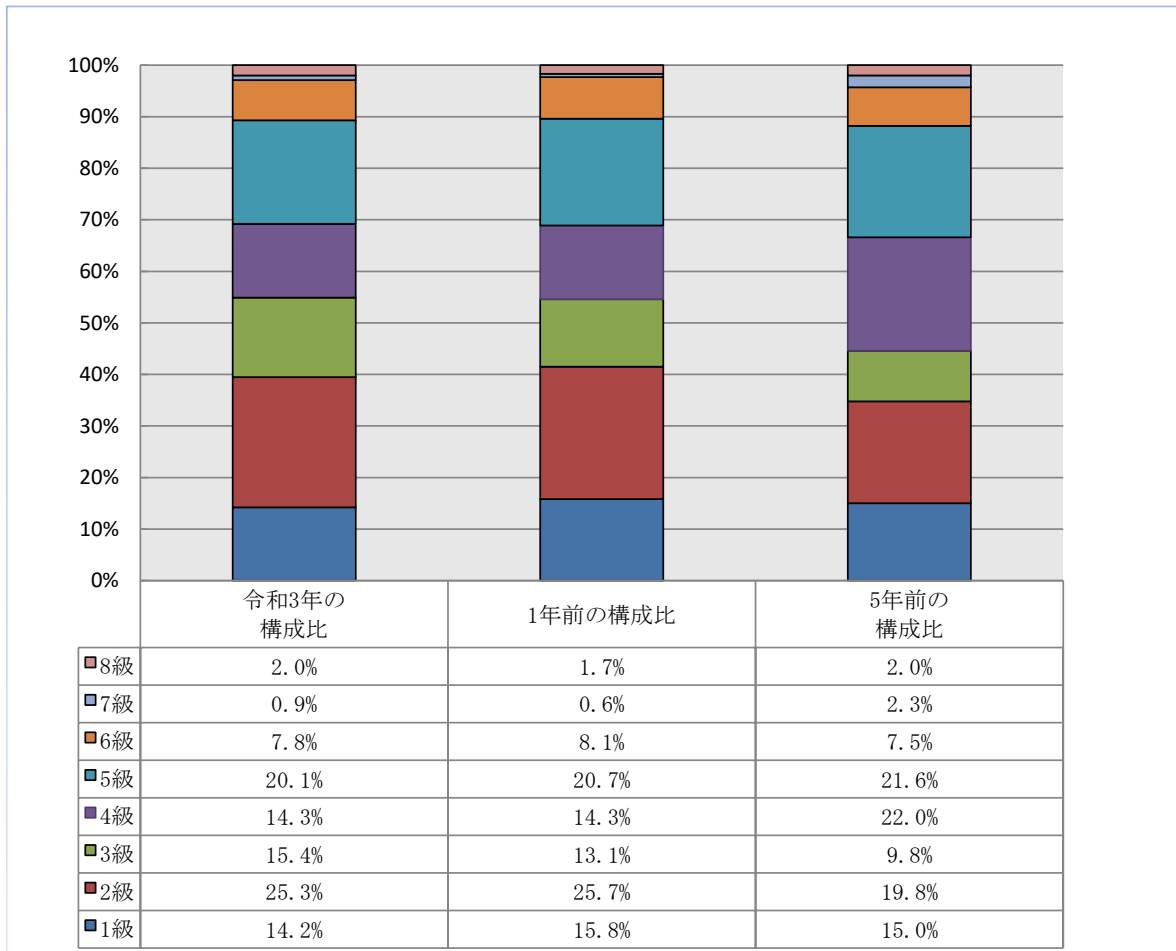
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行 政 職	大 学 卒	255,315 円	346,600 円	384,229 円	392,700 円
	高 校 卒	—	—	—	386,700 円
技 能 労 務 職	高 校 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数および給料表の状況

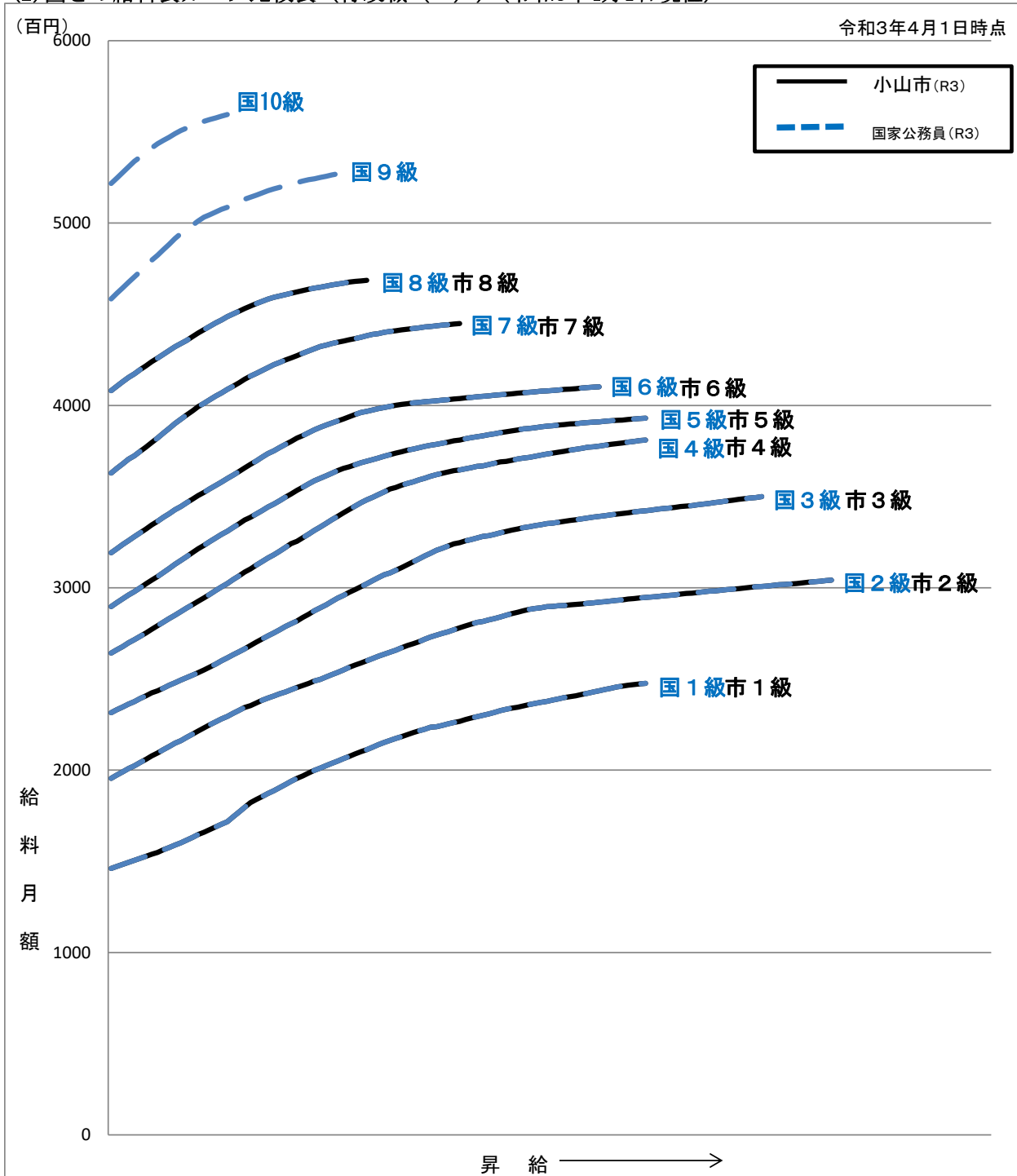
(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な職務内容	主事・技師等		主査	主任	係長	課長・所長等		部長等
職員数	94人	168人	102人	95人	133人	52人	6人	13人
構成比	14.2%	25.3%	15.4%	14.3%	20.1%	7.8%	0.9%	2.0%
1号給の給料月額	146,100円	195,500円	231,500円	264,200円	289,700円	319,200円	362,900円	408,100円
最高号給の給料月額	247,600円	304,200円	350,000円	381,000円	393,000円	410,200円	444,900円	468,600円

- (注) 1 小山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

小山市(全事業)	栃木県	国
1人当たりの平均支給額 (令和2年度) 1,482 千円	1人当たり平均支給額 (令和2年度) 1,709 千円	—
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) (0.90) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.90) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和3年4月1日現在)

小山市(全事業)	国	
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年	
勤続20年	勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年 国と同じ 国と同じ	勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	最高限度額 47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	その他の加算措置	
定年前早期特例措置 (国と同じ)	定年前早期特例措置 (2~45%加算)	
1人当たり平均支給額 3,458 千円 20,090 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和3年4月1日現在)

区 分			全職種
支給実績 (令和2年度決算)			132,512 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和2年度決算)			110 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
小山市	3 %	1,173 人	3 %
野木町	6 %	21 人	6 %
宇都宮市	6 %	3 人	6 %
さいたま市	15 %	1 人	15 %
東京都特別区	20 %	1 人	20 %

(4) 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

区 分		全職種		
支給実績(令和2年度決算)		2,094千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)		16千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)		10.2%		
手当の種類(手当数) ※小山市任期付教職員の任用、給与等に関する条例による手当(1種類)を含む		11種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	支給単価
市税等賦課 及び徴収事務	右の業務に従事した職員	市税賦課に関する調査のために出張し1日5時間を超えて従事したとき	0円	日 300円
		市税徴収、滞納処分等のために出張し従事したとき	0円	日 400円
		市税外収入金の滞納金及び未納金の徴収のために出張し従事したとき	0円	日 300円
行旅死病人及び変死人 収容等	右の業務に従事した職員	行旅死人又は変死人の収容等	10,000円	1体 10,000円
		行旅病人の救治、収容等	6,000円	日 2,000円
社会福祉業務	右の業務に従事した職員	生活保護法に関する業務	1,212,000円	月 6,000円
危険な作業	右の業務に従事した職員	感染症の患者若しくはその疑いのある患者の収容その他必要な措置または病原体の付着若しくは付着のおそれのある物件の処理作業	102,000円	日 500円
		病害虫駆除のため医薬用劇物の散布作業または実地指導	0円	日 350円
		地上7メートル以上の高所または地下5メートル以上の深所においての土木・建築・消防作業または作業の監督	207,200円	日 350円
		市道舗装の新設、補修作業	120,000円	月 5,000円
		潜水作業(訓練を含む)	56,000円	1回 1,000円
電気主任技術者	電気事業法第72条の規定による電気主任技術者に指定された職員	電気主任技術者の業務	48,000円	月 4,000円
特定高圧ガス・ボイラー又は危険物取り扱い及び保安管理責任者	特定高圧ガス・ボイラー又は危険物取り扱い及び保安管理を行う法令に基づく責任者として市長に選任された職員	特定高圧ガス・ボイラー又は危険物取り扱い及び保安管理責任者	108,500円	月 3,500円
清掃作業	右の業務に従事した職員	ごみ収集・運搬その他の清掃作業	108,000円	月 5,000円 (再任用)
		犬猫死体処理作業	11,100円	月 4,000円 1件 300円
用地取得交渉	右の業務に従事した職員	現地において行う公共用地の取得又は、これに伴う補償に係る交渉の業務	22,750円	日 350円
建築主事	建築主事の資格を有する職員のうち、市長が指定する職員	建築主事の業務	38,400円	月 4,000円 (再任用)
				月 3,200円
特定建築物の環境衛生維持管理業務	建築物環境衛生管理技術者の資格を有する職員のうち、市長が指定する職員	特定建築物の環境衛生維持管理業務	42,000円	月 3,500円 (再任用)
				月 2,800円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和2年度決算)	支給単価
教員特殊業務手当	右の業務に従事した任期付教職員	非常災害時における児童・生徒の保護、緊急の防災、復旧の業務	0円	日 6,400円
		児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務	0円	日 6,000円
		児童・生徒に対する緊急の補導業務	0円	日 6,000円
		修学旅行、林間・臨海学校等において児童・生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	0円	日 3,400円
		対外運動競技への引率指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日等を行うもの	0円	日 3,400円
		週休日等の部活動指導業務	2,400円	日 2,400円

(5) 時間外勤務手当

《公営企業会計除く》

支給実績（令和元年度決算）	411,185千円
職員1人当たり平均支給年額（令和元年度決算）	372千円
支給実績（令和2年度決算）	359,488千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	306千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同・異なる内容	支給実績 (令和2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和2年度決算)
扶養手当	1 子（22歳になる日の属する年度まで） 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同じ	100,538千円	245千円
	2 子以外の扶養親族（配偶者・満60歳以上の父母等） 下記以外の場合 一般給料表の職務の級が8級である場合			
住居手当	1 職員が居住する借家・借間 支給限度額 28,000円	同じ	82,317千円	273千円
	2 配偶者が居住する借家・借間（単身赴任の場合） 支給限度額 14,000円			
通勤手当	1 交通機関利用者 支給限度額 55,000円	異なる (交通用具使用者は2,000円～31,600円)	72,289千円	73千円
	2 四輪自動車使用者（片道2km以上） 3,500円～31,600円			
	3 自転車・バイク使用者（片道2km以上） 2,600円～31,600円			
	4 地域を異にする異動等により新幹線鉄道等の利用が認められた場合 20,000円を限度として加算			
管理職手当	1 管理職員 職に応じて48,000円～85,000円 ※支給額は特例措置により10%～15%削減した額	同じ	80,927千円	608千円
単身赴任手当	1 単身（異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居） 30,000円	同じ	-	-
	2 別居の距離が100km以上は加算 8,000円～70,000円			
夜間勤務手当	1 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	30,346千円	175千円
休日勤務手当	1 祝日法による休日等に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	74,693千円	177千円
管理職員特別勤務手当	1 週休日・祝日法による休日等に勤務した管理職員 管理職手当の区分に応じて 6時間を越える勤務 4,000円～15,000円 6,000円～15,000円 2 平日の深夜0時から5時までの間に勤務した管理職員 2,000円～5,000円	同じ	631千円	26千円
義務教育等教員特別手当	1 任期付教職員 教員経験年数及び学歴の区分に応じて 2,200円～4,000円		296千円	42千円

5 特別職の報酬等の状況(令和3年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長	970,000 円 (1,080,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,075,000 円 / 600,000 円
	副市長	826,000 円 (870,000 円)	883,000 円 / 705,500 円
	教育長	693,000 円 (730,000 円)	— 円 / — 円
報酬	議長	600,000 円	648,000 円 / 520,000 円
	副議長	540,000 円	581,000 円 / 465,000 円
	議員	510,000 円	562,000 円 / 420,000 円
期末手当	市長 副市長 教育長	(令和2年度支給割合) (加算措置の状況)	3.35 月分 45 %加算
	議長 副議長 議員	(令和2年度支給割合) (加算措置の状況)	3.35 月分 45 %加算
退職手当	市長 副市長 教育長	(算定方式) 970,000 円 × 在職月数 × 42/100 826,000 円 × 在職月数 × 25/100 693,000 円 × 在職月数 × 21/100	(支給時期) 任期毎 任期毎 任期毎

(注) 給料の()内は、市長10%、副市長及び教育長5%の減額措置を行う前の金額である。

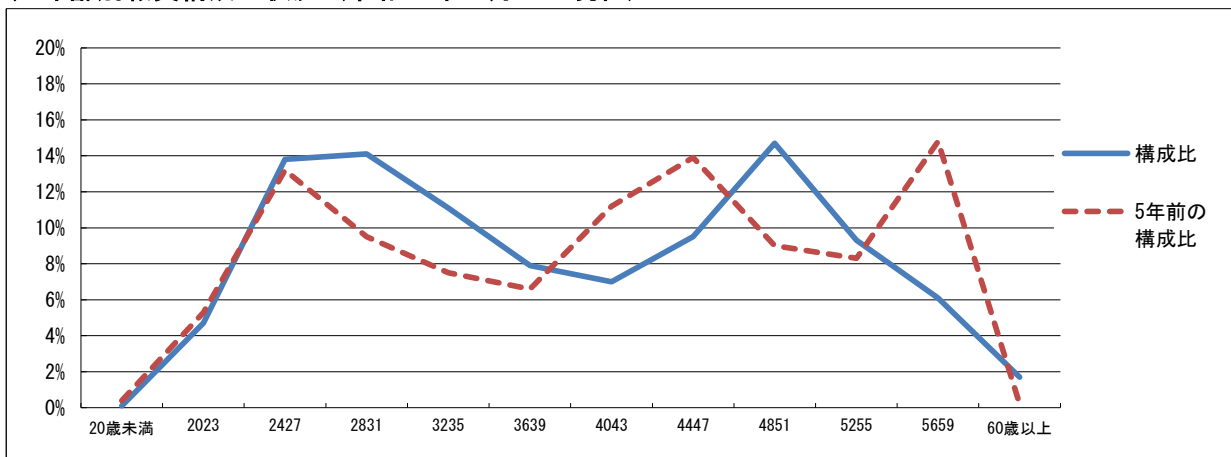
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部門		区分	令和2年	令和3年	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議会		10	10	0	
	総務企画		242	235	△ 7	事務の統廃合縮小
	税務		57	59	2	業務増
	民生		163	158	△ 5	組織改編に伴う業務見直し
	衛生		62	62	0	
	労働		0	0	0	
	農林水産		46	44	△ 2	退職者不補充
	商工		22	20	△ 2	事務の統廃合縮小
	土木		122	124	2	業務増
	小計		724	712	△ 12	* 人口1万当たり職員数 42.53人
特別部門	教育		120	130	10	業務増
	消防		206	208	2	業務増
	小計		326	338	12	
普通会計			1,050	1,050	0	* 人口1万当たり職員数 62.72人
公営企業等 会計部門	病院				0	
	水道		16	16	0	
	下水道		22	22	0	
	その他		55	54	△ 1	退職者不補充
	小計		93	92	△ 1	
合計			1,143 〔 1,398 〕	1,142 〔 1,398 〕	△ 1 〔 △ 0 〕	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員、教育長を除く。
2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和3年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 54	人 158	人 162	人 127	人 90	人 80	人 109	人 168	人 106	人 70	人 20	人 1145

(3) 職員数の推移

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（単位：人・％）

年度 部門別	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	過去5年間の増減数	
一般行政	736	739	734	727	724	712	-24	-3.26%
教育	105	103	106	113	120	130	25	23.81%
消防	201	203	206	206	206	208	7	3.48%
普通会計	1042	1045	1046	1046	1050	1050	8	0.77%
公営企業等会計	93	97	95	96	93	92	-1	-1.08%
総合計	1135	1142	1141	1142	1143	1142	7	0.62%

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数

3 一般行政部門と教育部門がH27年に大きく増減するのは、両部門で大幅な組織改正による職員配置の見直しがあつたためである。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算（令和2年度水道事業会計決算）

総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)元年度の総費用に占める職員給与費比率
千円	千円	千円	%	%
2,005,081	548,341	116,928	5.8	5.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 72,952千円を含まない。

職員数 A	給与費				1人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計B		
人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
17	62,075	8,923	24,503	95,501	5,618	6,045

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。

2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

給与減額の状況

(一般職)
○管理職手当の減額
10%～15%減額（平成8年7月～実施）

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和3年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
小山市	38.8歳	324,788 円	497,401 円
団体平均	45.3歳	335,096 円	502,816 円
事業者	歳	—	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小山市	一般行政職（全事業含む）※再掲
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,387 千円	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1,482 千円
(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.90 月分 (1.45) 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和3年4月1日現在)

小山市			一般行政職(全事業含む)※再掲		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年			勤続20年		
勤続25年	一般行政職と	一般行政職と	勤続25年	国と同じ	国と同じ
勤続35年	同じ	同じ	勤続35年		
最高限度額			最高限度額		
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期特例措置	(一般行政職と同じ)		定年前早期特例措置	(国と同じ)	
1人当たり平均支給額	* 千円	* 千円	1人当たり平均支給額	3,458 千円	20,090 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和3年4月1日現在)

区 分			全職種
支給実績(令和2年度決算)			1,993 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			117 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
小山市	3 %	17 人	3 %
野木町	6 %	0 人	6 %
宇都宮市	6 %	0 人	6 %
さいたま市	15 %	0 人	15 %
東京都特別区	20 %	0 人	20 %

エ 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

区 分			全職種	
支給実績(令和2年度決算)			42 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			42,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)			0.1 %	
手当の種類(手当数)			6 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(2年度決算)	支給単価
電気主任技術者	電気主任技術者に選任された職員	電気主任技術者に選任され高圧電気装置の点検及び修理に従事	0円	月 4,000 円
危険物取扱者	消防法(昭和23年法律第186号)に定める危険物取扱者	消防法(昭和23年法律第186号)に定める危険物取扱者で、危険物の取扱い及び保安管理業務	0円	月 3,500 円
ボイラー取扱作業主任者	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づいて選任された職員	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づいて選任された作業主任者で、ボイラーの取扱い及び保安管理業務	0円	月 3,500 円
滞納整理	右の業務に従事した職員	滞納整理に従事	0円	日 300 円
高所又は深所業務従事	右の業務に従事した職員	地上7メートル以上の高所又は地下5メートル以上の深所において作業又は作業の監督	0円	日 350 円
水道技術管理者	水道法(昭和32年法律第177号)第19条に基づき水道技術管理者に任命された職員	水道法(昭和32年法律第177号)第19条に基づく水道技術管理者	42,000円	月 3,500 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	2,279 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	142 千円
支給実績(令和元年度決算)	3,405 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	213 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同・異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	1 子(22歳になる日の属する年度まで) 10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同じ	1,456千円	291千円
	2 子以外の扶養親族(配偶者・満60歳以上の父母等) 下記以外の場合 6,500円 一般給料表の職務の級が8級である場合 3,500円			
住居手当	1 職員が居住する借家・借間 支給限度額 28,000円	同じ	1,636千円	273千円
	2 配偶者が居住する借家・借間(単身赴任の場合) 支給限度額 14,000円			
通勤手当	1 交通機関利用者 支給限度額 55,000円	同じ	1,407千円	108千円
	2 四輪自動車使用者(片道2km以上) 3,500円～ 31,600円			
	3 自転車・バイク使用者(片道2km以上) 2,600円～ 31,600円			
	4 地域を異にする異動等により新幹線鉄道等の利用が認められた場合 20,000円を限度として加算			
管理職手当	1 管理職員 職に応じて48,000円～85,000円 ※支給額は特例措置により10%～15%削減した額	同じ	725千円	725千円
単身赴任手当	1 単身(異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居) 30,000円	同じ	—	—
	2 別居の距離が100km以上は加算 8,000円～ 70,000円			
夜間勤務手当	1 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	—	—
休日勤務手当	1 祝日法による休日等に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	79千円	40—
管理職員特別勤務手当	1 週休日・祝日法による休日等に勤務した管理職員 管理職手当の区分に応じて 4,000円～ 10,000円 6時間を越える勤務 6,000円～ 15,000円 2 平日の深夜0時から5時までの間に勤務した管理職員 2,000円～ 5,000円	同じ	—	—

(2) 下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算（令和2年度下水道事業会計決算）

総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)元年度の総費用に占める職員給与費比率
千円 4, 223, 241	千円 369, 432	千円 76, 195	% 1. 8%	% 2. 0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費72,952千円を含まない。

職員数 A	給与費				1人当たり 給与費B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計B	千円	千円
人 23	千円 79, 808	千円 11, 461	千円 26, 302	千円 117, 571	千円 5, 112	千円 5, 952

- (注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和3年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

給与減額の状況

(一般職) ○管理職手当の減額 10%～15%減額（平成8年7月～実施）
--

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
小 山 市	40.1 歳	316, 108 円	442, 087 円
団 体 平 均	43.7 歳	331, 372 円	495, 629 円
事 業 者	歳	—	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

小山市	一般行政職（全事業含む）※再掲
1人当たり平均支給額（令和2年度） 1, 144 千円	1人当たり平均支給額（令和2年度） 1, 482 千円
(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分	(令和2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.9) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和3年4月1日現在)

小山市			一般行政職(全事業含む)※再掲		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年			勤続20年		
勤続25年	一般行政職と	一般行政職と	勤続25年	国と同じ	国と同じ
勤続35年	同じ	同じ	勤続35年		
最高限度額			最高限度額		
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期特例措置	(一般行政職と同じ)		定年前早期特例措置	(国と同じ)	
1人当たり平均支給額	* 千円	* 千円	1人当たり平均支給額	3,458 千円	20,090 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(令和3年4月1日現在)

区 分			全職種
支給実績(令和2年度決算)			2,475 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			108 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
小山市	3%	23 人	3%
野木町	6%	0 人	6%
宇都宮市	6%	0 人	6%
さいたま市	15%	0 人	15%
東京都特別区	20%	0 人	20%

エ 特殊勤務手当(令和3年4月1日現在)

区 分			全職種	
支給実績(令和2年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和2年度)			0.0 %	
手当の種類(手当数)			6 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(2年度決算)	支給単価
電気主任技術者	電気主任技術者に選任された職員	電気主任技術者に選任され高圧電気装置の点検及び修理に従事	0円	月 4,000 円
危険物取扱者	消防法(昭和23年法律第186号)に定める危険物取扱者	消防法(昭和23年法律第186号)に定める危険物取扱者で、危険物の取扱い及び保安管理業務	0円	月 3,500 円
ボイラー取扱作業主任者	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づいて選任された職員	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づいて選任された作業主任者で、ボイラーの取扱い及び保安管理業務	0円	月 3,500 円
滞納整理	右の業務に従事した職員	滞納整理に従事	0円	日 300 円
高所又は深所業務従事	右の業務に従事した職員	地上7メートル以上の高所又は地下5メートル以上の深所において作業又は作業の監督	0円	日 350 円
水道技術管理者	水道法(昭和32年法律第177号)第19条に基づき水道技術管理者に任命された職員	水道法(昭和32年法律第177号)第19条に基づく水道技術管理者	0円	月 3,500 円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和2年度決算)	3,353 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	152 千円
支給実績(令和元年度決算)	3,056 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和元年度決算)	133 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同・異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	1 子(22歳になる日の属する年度まで) 10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同じ	2,028千円	225千円
	2 子以外の扶養親族(配偶者・満60歳以上の父母等) 下記以外の場合 6,500円 一般給料表の職務の級が8級である場合 3,500円			
住居手当	1 職員が居住する借家・借間 支給限度額 28,000円	同じ	1,829千円	305千円
	2 配偶者が居住する借家・借間(単身赴任の場合) 支給限度額 14,000円			
通勤手当	1 交通機関利用者 支給限度額 55,000円	同じ	1,105千円	58千円
	2 四輪自動車使用者(片道2km以上) 3,500円～31,600円			
	3 自転車・バイク使用者(片道2km以上) 2,600円～31,600円			
	4 地域を異にする異動等により新幹線鉄道等の利用が認められた場合 20,000円を限度として加算			
管理職手当	1 管理職員 職に応じて48,000円～85,000円 ※支給額は特例措置により10%～15%削減した額	同じ	670千円	670千円
単身赴任手当	1 単身(異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居) 30,000円	同じ	-	-
	2 別居の距離が100km以上は加算 8,000円～70,000円			
夜間勤務手当	1 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	-	-
休日勤務手当	1 祝日法による休日等に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額の135/100	同じ	-	-
管理職員特別勤務手当	1 週休日・祝日法による休日等に勤務した管理職員 管理職手当の区分に応じて 4,000円～10,000円 6時間を越える勤務 6,000円～15,000円	同じ	-	-
	2 平日の深夜0時から5時までの間に勤務した管理職員 2,000円～5,000円			